

「改正建築士法」及び「改正建築基準法の解説」講習会のご案内

昨年6月「建築士法」と「建築基準法」が改正されましたが、本年6月の施行に合わせ「建築士法」及び「改正建築基準法の解説」講習会を計画いたしました。このうち建築士法は、6月25日より施行されますが、設計・工事監理の書面契約が義務付けられるほか、管理建築士の責務の明確化、建築士免許証提示の義務化など多くの義務、努力義務が課せられましたが、特に、書面による契約の義務化については、法改正に合わせた設計契約等のポイントについて詳細な解説を行います。

また、建築基準法については、6月1日から、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放など確認申請手続き等も変更になりますが、平成18年以来となる今回の改正内容の詳細について関係の政省令・告示等を含めたご説明しご理解を深めていただきたいと思います。

今回の建築士法改正については建築士会、建築士事務所協会、建築家協会の3団体の共同提案がもとになった改正であることから、このたび3団体が共同して講習会を計画いたしました。

つきましては、建築士ながの4月号でご案内した「改正建築基準法の解説」講習会については、この講習に含めて開催することといたしましたので、ご了承をいただくとともに、多くの皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

期 日	時 間	場 所	定員
6月1日 (金)	受付 12:30 から	キッセイ文化ホール 松本市水汲 69-2 TEL. 0263-34-7100	150
6月3日 (水)	「改正建築士法」講習 13:00 ~ 15:00	ホクト文化ホール 長野市若里 1丁目 1-3 TEL. 026-226-0008	150
6月11日 (木)	「改正建築基準法の解説」 講習	伊那文化会館 伊那市西町 5776 TEL. 0265-73-8822	100
6月15日 (月)		佐久市佐久平交流センター(旧佐久勤労者福祉センター) 佐久市駅南 4-1 TEL. 0267-67-7451	100

講 師：長野県建設部建築住宅課職員

受講料：会員（建築士会、事務所協会、JIA 会員）9,000 円（会員外 14,000 円）

会員が改正建築士法のみ受講の場合 3,000 円（会員外 5,000 円）

申込み：5月25日(月)までに建築士会本会事務局又は建築士会事務所へ受講料を添えて申し込んでください。

問合先：一般社団法人長野県建築士会 〒380-0872 長野市大字南長野字宮東 4 2 6 - 1

電話：026-235-0561 Fax： 026-232-2588

「改正建築士法」及び「改正建築基準法の解説」講習会申込書

お名前	携帯電話				参加会場
	F A X				
勤務先	士会・事務所協会・JIA・会員外			<input type="checkbox"/> 6月1日 松本	
住 所	〒				<input type="checkbox"/> 6月3日 長野
					<input type="checkbox"/> 6月11日 伊那
				<input type="checkbox"/> 6月15日 佐久	
受講料	<input type="checkbox"/> 建築士法+基準法解説	会員 9,000 円	会員外 14,000 円	受付	
	<input type="checkbox"/> 建築士法のみ	会員 3,000 円	会員外 5,000 円	No.	

